

# 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して、業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が、今回の難局を乗り越えるため、販路開拓や生産性向上などをめざして経営計画を策定し、実現に向けて取り組むことを支援します。

当事業は、三重県緊急経済対策に位置付ける事業として、三重県の財源に基づいて、公益財団法人三重県産業支援センターが事業実施するものです。

**補助上限額：100万円(ステップ3)・50万円(ステップ2)**

下記「4補助額は？」のとおり

**受付開始：令和2年4月9日(木)～**

毎週金曜日までに受付した申請について、審査のうえ、その翌週中に採択事業者を決定します。(初回締め切りは4/17(金))  
採択補助金額が予算額を超えた場合は、募集を終了します。

## 1 支援対象となる企業は？

次の、をみたす三重県内の中小企業・小規模企業

三重県版経営向上計画(\*)のステップ2又はステップ3の認定を受けた(認定申請が済んでいる)事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降における最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者

\* 三重県内中小企業・小規模企業が、発展段階に応じて経営課題の抽出や、課題解決のための実施計画、収支計画などを策定し、知事が認定するものです。三重県中小企業・小規模企業振興条例第16条に規定しています。

## 2 支援対象となる事業は？

認定を受けた三重県版経営向上計画に基づく販路開拓や生産性の向上などに向けて実施する事業取組が対象です。

(例えば) ・新商品開発のための機械導入 ・店舗リニューアルのための改修工事  
・テレワークの推進のための機器導入 ・Wi-Fi整備やキャッシュレス機器導入

## 3 補助対象の範囲は？

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です(ただし、事業に要する必要最小限の経費とします。また、人件費など運転資金は対象外です。)

広報費 展示会等出展費 開発費 印刷製本費 雑役務費 賃料  
機械装置等費 備品購入費 外注費 その他特に必要と認められた経費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

#### 4 補助額は？

補助金額は、三重県版経営向上計画のステップ2認定企業は上限50万円、ステップ3認定企業は上限100万円です。(補助率10/10)

上記限度額の範囲で、補助対象となる経費の全額を補助します。事業費が上限50万円(または100万円)を超えた場合は、50万円(または100万円)が上限となります。

#### 5 応募に必要な書類は？

交付要領でご確認ください。

なお、交付申請書等の様式は、三重県産業支援センターホームページからダウンロードしてください。

#### 6 事業の採択基準は？

下記の審査項目に基づき、第三者委員で構成する委員会による審査を行います。

- (1) 必要性  
新型コロナウイルスの影響など、対応すべき課題が生じているか。
- (2) 目的性  
新型コロナウイルスの影響を踏まえ、経営向上を図るために適切な取組みであるか。
- (3) 実現可能性  
事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (4) 有効性  
投資効果がどれだけ見込めるか。経営全体への影響の大きさ、費用対効果はどうか。
- (5) 合理性  
事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

審査は、提出書類をもって行います。

事業内容や経費の変更がある場合は、変更交付申請が必要です。

#### 【注意事項】

当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内をご確認ください。

補助事業は、補助金の交付が決定した後に事業着手してください。

補助金の支払いについては、必要に応じて概算払を認めます。

三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に準じ、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない(補助金交付申請時)又は交付決定の取消(交付決定後)など、適切な措置が講じられます。

申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。

支払いも含め、令和3年2月15日(月)までに事業を全て終わらせてください。

補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに、取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付し、管理してください。また、処分等する場合には、制限があります。

#### 【応募及び問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階)

電話：059-253-4355 FAX：059-228-3800